

施設・事業の認可基準等について

子ども・子育て関連三法において、地方自治体が条例で施設・事業の認可基準等（以下「基準」という。）を定めることとされている。

地方自治体の基準のもととなる国基準（省令）が、平成26年3月頃に示される予定である。国のスケジュールによると、本市では、基準に関する条例案（以下「基準条例案」という。）を平成26年5月市会に提案し、議決を得る必要がある。

以上のように限られた期間内に基準条例案を取りまとめる必要があることから、国の子ども・子育て会議基準検討部会で示されている基準案に基づき、本市が地域の実情を踏まえて定める基準（以下「本市基準」という。）の基本的な考え方についての意見聴取を始めるものである。

※ この資料については、平成26年2月4日までに国から示された資料に基づいて作成したものであり、今後の国の検討状況により、変更があり得るものである。

1 子ども・子育て支援給付対象施設（幼児教育・保育部会関係）

子ども・子育て支援給付対象施設のうち、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可基準並びに確認制度（給付対象施設・事業所）の運営基準について、本市で新たに条例を定める。

		現行	新制度後	
施設型	幼稚園	幼稚園設置基準（文部科学省令）・・・①	同左	
	保育所	京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例・・・②	同左 ※今後示される国基準により、改正が必要になる場合がある。	
	認定こども園		基準条例制定	
	幼保連携型	幼稚園の認可：① 保育所の認可：② 認定こども園としての認定：京都府認定こども園の認定の要件等に関する条例 ・・・③		
	幼稚園型	①，③		同左
	保育所型	②，③		同左
地方裁量型	③	同左		
地域型	小規模保育事業	—	基準条例制定	
	家庭的保育事業	—		
	居宅訪問型保育事業	—		
	事業所内保育事業	—		

※ 現行の昼間里親，グループ型小規模保育，保育所実施型家庭的保育については，本市規則により実施している。

※その他、本市で新たに条例を定めるもの

	現行	新制度後
確認制度（給付対象施設・事業所）の運営基準	—	基準条例制定

2 国基準の検討状況

幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業等（小規模保育事業，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業。以下同じ。）の認可基準並びに確認制度の運営基準については，国の子ども・子育て会議基準検討部会において，これまで13回にわたって調査・審議が行われているところである。

3 認可基準等を規定又は改正することが検討されている項目（各項目の詳細は別紙のとおり）

(1) 既に条例を定めている項目

保育所
<p>1 設備（従うべき基準）</p> <p>①保育室等の設置，②保育室等の面積，③保育に必要な用具の設置， ④園舎の階数，保育室等の設置階，⑤食事の外部搬入の特例</p> <p>2 職員（従うべき基準）</p> <p>①職員の配置，②職員配置基準</p> <p>3 運営（参酌すべき基準）</p> <p>①保育時間，②保育の内容，③保護者との連絡</p> <p>※下線の項目については，本市条例で独自基準を定めている項目 ※「従うべき基準」等については，現行の国基準によるもの。</p>

(2) 新たに認可基準等を規定する項目

幼保連携型認定こども園
<p>1 学級編成・職員（従うべき基準）</p> <p>①学級編成，②職員配置基準（学級編成基準），③園長等の資格， ④その他の職員の配置，⑤短時間勤務（非常勤）職員の扱い</p> <p>2 設備（従うべき基準）</p> <p>①建物及び附属設備の一体的設置【移行特例あり】，②保育室等の設置， ③園舎の階数，保育室等の設置階【移行特例あり】， ④園舎・保育室等の面積【移行特例あり】， ⑤運動場等の設置・面積【移行特例あり】，⑥調理室等の設置， ⑦その他の設備</p> <p>3 運営（参酌すべき基準（①を除く））</p> <p>①平等取扱い，虐待・懲戒権限乱用の禁止，秘密保持等（従うべき基準）， ②教育時間・保育時間等，③食事の提供，④園児要録・出席簿， ⑤研修等，⑥職員会議，⑦運営状況評価，⑧苦情解決， ⑨家庭・地域との連携，保護者との連絡，⑩健康診断， ⑪感染症に係る臨時休業・出席停止，⑫子育て支援</p>

小規模保育事業

- 1 職員数・資格要件（従うべき基準）
①職員数，②資格要件
- 2 設備・面積基準（参酌すべき基準）
①設備，②園庭
- 3 給食（自園調理）（参酌すべき基準）
①給食，②設備，③職員
- 4 耐火基準（参酌すべき基準）
- 5 連携施設（参酌すべき基準）
- 6 利用定員の区分（参酌すべき基準）

家庭的保育事業

- 1 職員数・資格要件（従うべき基準）
①職員数，②資格要件
- 2 設備・面積基準（参酌すべき基準）
①設備，②園庭
- 3 給食（自園調理）（参酌すべき基準）
①給食，②設備，③職員
- 4 耐火基準（参酌すべき基準）
- 5 連携施設（参酌すべき基準）

居宅訪問型保育事業

- 1 職員数・資格要件（従うべき基準）
①職員数，②資格要件
- 2 耐火基準（参酌すべき基準）

事業所内保育事業

- 1 職員数・資格要件（従うべき基準）
①職員数，②資格要件
- 2 設備・面積基準（参酌すべき基準）
①設備，②園庭
- 3 給食（自園調理）（参酌すべき基準）
①給食，②設備，③職員
- 4 耐火基準（参酌すべき基準）
- 5 連携施設（参酌すべき基準）

確認基準

- 1 利用開始に伴う基準（参酌すべき基準）
①内容・手続きの説明，同意，契約，②応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）

- ③定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考,
- ④支給認定証の確認, 支給認定申請の援助
- 2 教育・保育の提供に伴う基準 (参酌すべき基準)
 - ①幼稚園教育要領, 保育所保育指針等に則った教育・保育の提供,
 - ②子どもの心身の状況の把握, ③子どもの適切な処遇 (虐待の禁止等を含む),
 - ④連携施設との連携 (地域型保育事業のみ),
 - ⑤利用者負担の徴収 (実費徴収, 上乗せ徴収を含む),
 - ⑥利用者に関する市町村への通知 (不正受給の防止),
 - ⑦特別利用保育・特別利用教育の提供 (定員外利用の取扱い)
- 3 管理・運営等に関する基準 (参酌すべき基準 (②を除く))
 - ①施設の目的・運営方針, 職員の職種, 員数等の重要事項を定めた運営規程の策定, 掲示
 - ②秘密保持, 個人情報保護 (従うべき基準), ③非常災害対策, 衛生管理,
 - ④事故防止及び事故発生時の対応, ⑤評価 (自己評価, 学校関係者評価, 第三者評価),
 - ⑥苦情処理, ⑦会計処理 (会計処理基準, 区分経理, 使途制限等), ⑧記録の整備,
 - ⑨管理・運営等に関するその他の事項
- 4 撤退時の基準 (参酌すべき基準)

※小規模保育事業, 家庭的保育事業, 居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可基準については, 現在国から, 「職員数・資格要件」, 「乳幼児の適切な処遇の確保, 安全の確保, 秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については「従うべき基準」, それ以外に事項は「参酌すべき基準」と示されている。

4 今後のスケジュール (予定)

平成26年2～3月	幼児教育・保育部会で意見聴取
3月	国の基準に係る省令公布
5月	市会に基準条例案を提案
平成27年4月1日	基準条例施行 (本市基準については, 施行準備のために施行日を異ならせることも検討する。)